



埼玉県報

第152号
令和2年(2020年)
10月23日
金曜日

目次

告示

- 自動車税等データエントリー業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 志多見土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道原郷熊谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
自動車税等データエントリー業務委託 830,000件
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S Kデータ 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目92番地3
- 5 落札金額
29.00円（消費税及び地方消費税を除く）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年8月21日

告 示

埼玉県告示第千百九十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県飯能市大字上名栗字小入三一五九の一・三一六〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月十六日認可した。

令和二年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

志多見土地改良区

二 事務所所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第千百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一―一八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市西金野井字作之内八百六十三番一・八百六十四番・八百六十五

番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 百立方メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路線名 原郷熊谷線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
埼玉県熊谷市玉井一丁目一六番地先か ら同市玉井一丁目一九番地先まで		区 間
一三・〇〇〇～一六・〇〇六	一三・〇〇〇～一三・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九・九五		延長 (メートル)
平成二十八年三月二十九日付埼玉 県熊谷県土整備事務所長告示第九 号の道路予定区域の一部変更であ る。 熊谷市土地区画整理事業		備 考

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団 心志会 本庄駅前病院	埼玉県本庄市駅南 一丁目二番三十二号
病院	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区 大字三室二千四百六十番地